

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問26（個）第12号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成25年7月5日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、「私が不審者とされた平成〇年〇月〇日〇〇〇で発生した事案情報管理番号〇〇 管轄警察署 〇〇警察署（以下「〇〇署」という。）」について、次の情報の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

- (1) これに関係する情報で通報者に聴取を行っているが、これら関係書類（以下「本件請求1」という。）
- (2) この不審者情報の通報の情報、通報者、いつどこからの通報か、だれがどこの部署が通報を受けたのか、その通報が警察内部でどのような経路で情報が流れ、それらの関係書類、担当者などの情報（以下「本件請求2」という。）

2 本件請求に対する決定等

(1) 本件請求1について

ア 実施機関は、本件請求1に対し、条例第17条の規定により、本件請求1に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで本件請求1を拒否する不開示決定（以下「当初処分1」という。）を行い、平成25年7月18日付けで審査請求人に通知した。

イ 審査請求人は、平成25年7月19日、当初処分1を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行審法」という。）第5条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求（以下「当初審査請求1」という。）を行った。

ウ 諮問実施機関は、平成25年9月12日、条例第34条第1項の規定により、当初審査請求1につき当審査会に諮問した。

エ 当審査会は、平成26年10月17日、当該諮問に対し、当初審査請求1の「対象となった保有個人情報につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。」との答申（諮問25（個）第5号）を行った。

オ 諮問実施機関は、上記エの答申を踏まえ、当初審査請求1に対し、平成27年1月22日付けで当初処分1を取り消す裁決を行った。

カ 実施機関は、上記オの裁決を踏まえ、本件請求1に対し、事案受理票（平成〇年〇月〇日受理）（以下「本件対象情報」という。）を特定し、条例第14条第3号、第5号及び第7号に該当する情報が記載されていることを理由に自己情報開示変更決定（部分開示決定、以下「本件処分1」という。）を行い、平成27年1月30日付けで審査請求人に通知した。

(2) 本件請求2について

- ア 実施機関は、本件請求2に対し、作成又は取得していないため、条例第11条第3項の規定に基づき、自己情報不存在通知（以下「当初処分2」という。）を行い、平成25年7月18日付けで審査請求人に通知した。
- イ 審査請求人は、平成25年7月29日、当初処分2を不服として、行審法第5条の規定により、諮問実施機関に対し審査請求（以下「当初審査請求2」という。）を行った。
- ウ 諮問実施機関は、平成25年9月12日、条例第34条第1項の規定により、当初審査請求2につき当審査会に諮問した。
- エ 当審査会は、平成26年10月17日、当該諮問に対し、当初審査請求2の「対象となった保有個人情報につき、不存在であることを理由に不開示とした決定については、これを取り消し、対象となる保有個人情報を特定した上で、改めて開示可否を決定すべきである。」との答申（諮問25（個）第6号）を行った。
- オ 諮問実施機関は、上記エの答申を踏まえ、当初審査請求2に対し、平成27年1月22日付けで当初処分2を取り消す裁決を行った。
- カ 実施機関は、上記オの裁決を踏まえ、本件請求2に対し、本件対象情報を特定し、条例第14条第3号、第5号及び第7号に該当する情報が記載されていることを理由に自己情報開示変更決定（部分開示決定、以下「本件処分2」といい、本件処分1及び本件処分2を「本件処分」と総称する。）を行い、平成27年1月30日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成27年2月6日、本件処分を不服として、行審法第5条の規定により、諮問実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

写し3枚の交付を受けたが、これは関係書類全てではない。関係書類全ての開示を求める。

また、交付を受けたものについても、警察職員のうち警部補以下の職にあるものの個人情報を除き、全ての開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件は県警ホームページ犯罪発生マップに掲載されており、ホームページの業務は〇〇署でなく県警本部の業務であるから、県警本部にもこれらに関する書類が当然あるはずである。

また、メールマガジンで発信もされており、これについても関係書類が存在するはずである。

- (2) ホームページ・メール内容については、本件対象情報の内容と異なるものであり、その変造の過程を示す書類が存在するはずである。本件対象情報の欄外には、FAX送信や〇〇課へ配布などと書かれており、ほぼ他の部署の書類の存在を裏付けている。

- (3) 開示しない部分について全面開示を求める理由は、同事件に関連する答申（諮問 25（個）第4号）4ページに「事実上当然知り得る情報であったと考えられる」と判断されており、本件の内容についても全面開示すべきとの趣旨と考えられる。実施機関は答申を尊重し、警察職員の個人情報以外は全面開示すべきである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象情報について

- (1) 本件請求に対し、本件対象情報を唯一の対象情報として特定した。
- (2) 事案受理票は、子どもや女性に対する誘拐事件及び性犯罪等の前兆事案を認知した場合、「子どもと女性を誘拐事件や性犯罪等の被害から守るための取組の推進について（通達）」（平成23年8月30日付け広安安第824号外。以下「通達」という。）に基づき実施機関が作成する文書である。

この事案受理票を警察署等で作成した場合、警察本部所管課である生活安全全部安全安心推進課等に写しを送付して報告するとともに、警察署の関係課に対しても情報共有を目的に写しを交付している。

2 不開示とした部分及びその理由

- (1) 警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影
開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ、条例第14条第3号ただし書に規定された情報ではない。

以上のことから、条例第14条第3号に定める「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

- (2) 事案概要欄のうち不開示とした部分（以下「本件対象情報1」という。）

不開示とした部分には、通報者の個人に関する情報が記載されている。

同情報は、開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ、条例第14条第3号ただし書に規定された情報ではない。

以上のことから、条例第14条第3号に定める「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

- (3) 通報者欄のうち不開示とした部分（以下「本件対象情報2」という。）

不開示とした部分には、通報者の住所、氏名、年齢及び電話番号が記載されている。

これらは、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ、条例第14条第3号ただし書に規定された情報ではない。

以上のことから、条例第14条第3号に定める「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

- (4) 犯人像欄及び欄外の手書き部分のうち不開示とした部分（以下「本件対象

情報3」という。)

犯人像欄のうち不開示とした部分には、面割、似顔絵及び防犯カメラ画像（以下「面割等」という。）に関する捜査情報が記載され、欄外の手書き部分のうち不開示とした部分（以下「欄外不開示部分」という。）には、本件事案を認知した通報者に関する捜査情報が記載されており、開示することにより、同種犯罪の予防及び捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、条例第14条第5号に定める「犯罪の予防・捜査等情報」に該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

(5) その他参考事項欄に記載された情報（以下「本件対象情報4」という。）

その他参考事項欄には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されている。

同情報は、開示請求者以外の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ、条例第14条第3号ただし書に規定された情報ではない。

以上のことから、条例第14条第3号に定める「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

(6) 警察電話番号（FAX番号を含む。以下同様とする。）

警察電話については、あらゆる警察事象に即応するため、通常業務における必要な連絡はもちろん突発事案への対応等適正な通信事務を確保する必要がある。

警察事務は、被疑者等からの反発及び反感を招くおそれが高い業務であり、一般行政事務と異なる警察事務の特異性に鑑み、警察電話番号を開示することにより、不特定多数の者から事務妨害等を目的として、特定の警察電話に対する嫌がらせを受ける蓋然性が高いことから、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、条例第14条第7号に定める「行政執行情報」に該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、実施機関のホームページ等の防犯情報に審査請求人が不審者として掲載された事案（以下「本件不審者事案」という。）について、実施機関が通報者に聴取を行ったことに関する情報、通報者の情報、通報を受けた者の情報、通報情報が警察内部でどのような経路で流れたかなどの情報の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求に対し、本件不審者事案に係る事案概要、通報者、犯人像等に関する情報が記載された本件対象情報を特定した上で、本件対象情報の一部に条例第14条第3号、第5号及び第7号に該当する情報が記載されているとして、本件処分を行っていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

なお、審査請求人が本件請求において、警察職員のうち警部補以下の職にある者の個人情報を除いて開示することを求めていることから、これ以外の不開示部分について検討することとする。

2 本件対象情報の特定の妥当性について

(1) 本件対象情報の特定について諮問実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

ア 警察署等が子どもや女性に対する誘拐事件及び性犯罪等の前兆事案を認知した場合、通達に基づき、収集した情報について事案受理票を作成して警察本部安全安心推進課（以下「安全安心推進課」という。）に報告し、同課において集約している。

イ 事案受理票の情報に基づき、各警察署が広島県警察メールマガジン（以下「県警メールマガジン」という。）の配信を行い、安全安心推進課が実施機関ホームページの犯罪発生マップへの登録を行っている。

ウ 県警メールマガジンの配信及び犯罪発生マップへの登録（以下「県警メールマガジンの配信等」という。）は、それぞれ専用のシステムに情報を入力することにより行っているが、情報の入力に当たっては、文書による決裁を必要としていない。

エ 県警メールマガジンの配信等の内容については、それぞれのシステムの運用管理上の責任者に一定の裁量権があり、事案受理票の内容とは必ずしも一致しない。

オ 本件不審者事案については、前兆事案として把握された当該事案を所管する〇〇署が、通達に基づき、本件対象情報により安全安心推進課にFAXで報告し、併せて、情報共有等のため警察本部捜査第一課及び署内の〇〇課に対し本件対象情報の写しの配布等を行った。

カ 本件対象情報に基づき、本件不審者事案について、〇〇署において県警メールマガジンの配信を行い、安全安心推進課において実施機関ホームページの犯罪発生マップへの登録を行った。

キ 本件不審者事案に係る県警メールマガジンの配信等については、速やかに県民等に対し注意喚起を行う必要があることから、口頭により決裁を行った。

ク 以上から、本件請求に係る保有個人情報とは本件対象情報のみであり、安全安心推進課等の関係所属が受信等した文書は本件対象情報と同一のものであると認められるため、本件対象情報を本件請求に係る保有個人情報として特定したものである。

(2) 審査請求人は、県警メールマガジンの配信等の内容と本件対象情報の内容が異なることから、その変造の過程を示す書類が存在するはずである旨主張している。

当審査会において改めて本件対象情報を見分したところ、通達に従い、諮問実施機関の説明する事務手続が上記(1)のとおり実施機関において行われていることを確認した。

県警メールマガジン及び犯罪発生マップによる本件不審者事案の情報発信に当たり、被害の防止等のため県民等に迅速に注意喚起を行う必要があるとして、口頭により決裁を行っていること、また、それぞれのシステムの運用管理上の責任者に一定の裁量権が認められていることから、本件対象情報の内容と県警メールマガジンの配信等の内容とが必ずしも一致しないとの諮問実施機関の説明は不自然、不合理とまではいえず、他に本件請求に係る保有

個人情報存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

したがって、実施機関が本件請求に係る保有個人情報として本件対象情報を特定したことは、妥当である。

3 本件対象情報の一部を不開示としたことの妥当性について

(1) 条例第14条に規定する不開示情報について

条例第14条第3号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならないことを規定している。

また、条例第14条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は不開示とすることを規定している。

さらに、条例第14条第7号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、（略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は不開示とすることを規定している。

(2) 本件対象情報1について

諮問実施機関は、本件対象情報1について、通報者の個人に関する情報が記載されており、条例第14条第3号本文の不開示情報に該当するとして不開示としたと説明する。

当審査会において本件対象情報1を見分したところ、通報者が識別され得る情報が記載されており、当該情報は、条例第14条第3号本文の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書に該当しないものであると認められる。

したがって、実施機関が本件対象情報1を条例第14条第3号本文の不開示情報に該当するとして不開示としたことは、妥当である。

(3) 本件対象情報2について

諮問実施機関は、本件対象情報2について、通報者の個人に関する情報が記載されており、条例第14条第3号本文の不開示情報に該当するとして不開示としたと説明する。

当審査会において本件対象情報2を見分したところ、通報者の住所、氏名、年齢及び電話番号が記載されており、当該情報は、開示請求者以外の特定の

個人が識別される情報であり、条例第14条第3号本文の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書に該当しないものであることは明らかである。

したがって、実施機関が本件対象情報2を条例第14条第3号本文の不開示情報に該当するとして不開示としたことは、妥当である。

(4) 本件対象情報3について

諮問実施機関は、本件対象情報3について、面割等に関する捜査情報が記載され、欄外不開示部分には、本件不審者事案を認知した通報者に関する捜査情報が記載されており、条例第14条第5号の不開示情報に該当するとして不開示としたと説明する。

当審査会において本件対象情報3を見分したところ、面割等に関し警察が把握した情報及び本件不審者事案を認知した通報者に関する情報が記載されていることを確認した。

面割等に関する情報については、警察が特定の事案に関し収集等した捜査情報であって、当該情報を公にすると、警察の情報収集活動の実態が明らかとなり、犯罪の実行を容易にする情報として悪用されるなど、今後の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

また、欄外不開示部分については、通報者が特定され得る情報が記載されていることから、報復等により当該通報者に危害が及ぶなど、不利益が生じるおそれがあることは否定できない。

したがって、本件対象情報3は、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものと認められるため、実施機関が当該情報を条例第14条第5号の不開示情報に該当するとして不開示としたことは、妥当である。

(5) 本件対象情報4について

諮問実施機関は、本件対象情報4について、開示請求者以外の特定の個人に関する情報が記載されており、条例第14条第3号の不開示情報に該当するとして不開示としたと説明する。

当審査会において本件対象情報4を見分したところ、開示請求者以外の特定の個人が識別され得る情報が記載されており、当該情報は、条例第14条第3号本文の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書に該当しないものであると認められる。

したがって、実施機関が本件対象情報4を条例第14条第3号本文の不開示情報に該当するとして不開示としたことは、妥当である。

(6) 警察電話番号について

諮問実施機関は、警察電話番号について、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第7号の不開示情報に該当するとして不開示としたと説明する。

諮問実施機関によれば、警察電話は、警察の組織内における通信を確保するため独自に設置された回線であり、組織外部の一般公衆回線等からの架電は、公表されている実施機関の代表電話を介し、警察電話番号を伝えることにより可能であるとのことであった。

「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする」（警察法〔昭和29年法律第162号〕第2条第1

項)とされており、警察電話番号を公にすると、警察事務の特異性から、特定の部署又は警察職員が、誹謗中傷や警察事務等の妨害を目的とした電話を受けるなどし、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問実施機関の説明は首肯できるところである。

したがって、実施機関が警察電話番号を条例第14条第7号の不開示情報に該当するとして不開示としたことは、妥当である。

4 その他

審査請求人は、本件不審者事案に関連した諮問事案に対し当審査会が行った答申(諮問25(個)第4号)の一部(「事実上当然知り得る情報であった」)を引用した上で、実施機関は当該答申を尊重し、本件対象情報について警察職員の個人情報を除き全て開示すべきであると主張する。

しかしながら、審査請求人が引用する箇所は、当審査会が当該諮問事案に係る処分妥当性を検討するに当たりその見解を示したものであって、本件処分に係る当審査会の上記判断を左右するものではない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

5 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
27. 3. 26	・ 諮問を受けた。
27. 3. 27	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
27. 5. 14	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
27. 5. 19	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
28. 1. 27 (平成27年度第9回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 2. 24 (平成27年度第10回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
28. 3. 23 (平成27年度第11回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
緒 方 桂 子 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
長 井 紳一郎	弁護士